

給与支払報告書の書き方

①住所・氏名

住所・氏名(フリガナ)は令和7年1月1日現在の状況を記入してください。

②特定扶養親族の数

控除対象扶養親族のうち19歳以上23歳未満の人(平成14年1月2日から平成18年1月1日までに生まれた人)の数を記入してください。

③老人扶養親族の数

控除対象扶養親族のうち70歳以上の人(昭和30年1月1日以前に生まれた人)の数を記入してください。

老人扶養親族が同居している場合は、「⑩」欄にその人の数を記入してください。

④その他の扶養親族の数

控除対象扶養親族である16歳以上の人(平成21年1月1日以前に生まれた人)のうち、特定扶養親族、老人扶養親族以外の人の数を記入してください。

⑤16歳未満扶養親族の数

扶養親族のうち16歳未満の人(平成21年1月2日以降に生まれた人)の数を記入してください。
※表面左側の6をお読みください。

⑥障害者の数

(源泉) 控除対象配偶者、扶養親族及び同一生計配偶者のうち障害者控除の対象者の数を記入してください。特別障害者が同居している場合は、特別障害者「㉔」欄にその人の数を記入してください。

例：控除対象扶養親族3人のうち
1人が同居の特別障害者である場合

控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)						16歳未満扶養親族の数 (本人を除く。)		
特定	老人	⑤	㉔	㉕	その他	特定	特別	その他
1	0	0	0	0	3	1	1	0

※配偶者控除の対象ではない同一生計配偶者の障害者控除については表面の⑧摘要欄の記入事項2をお読みください。

⑦社会保険料等の金額・⑨国民年金保険料等の金額

本人の申告による小規模企業共済等掛金の控除分がある場合、下記の例のように内書となりますので注意してください。

社会保険料等の金額に国民年金保険料等がある場合は、⑨欄に金額を記入してください。

※表面の⑧摘要欄の記入事項3もお読みください。

例：給与等からの控除分……………913,386円
申告による小規模企業共済等掛金…………120,000円
申告による国民年金保険料……………176,460円
(⑨欄に記入が必要です)

社会保険料等の金額					
⑨内	千				円
	1	2	0	0	0
1	2	0	9	8	4
				6	

⑧摘要欄

※表面をお読みください。

⑨(源泉・特別) 控除対象配偶者の情報

控除対象配偶者または配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名、フリガナ及び個人番号を記入してください。

※退職した方で源泉控除対象配偶者を有している場合も、記入してください。

⑦
給与支払報告書(個人別明細書)

(市区町村提出用)

⑦
給与支払報告書(個人別明細書)

⑧
摘要欄

⑨
国民年金保険料等の金額

⑩
配偶者の合計所得

⑪
国民年金保険料等の金額

⑫
住宅借入金等特別控除の適用数

⑬
控除対象扶養親族

⑭
16歳未満の扶養親族

⑮
本人が障害者

⑯
配偶者特別

⑰
勤労学生

⑱
ひとり親

⑲
中途就・退職

⑳
受給者生年月日

㉑
元号

㉒
年

㉓
月

㉔
日

㉕
元号

㉖
年

㉗
月

㉘
日

㉙
個人番号又は法人番号

㉚
住所(居所)又は所在地

㉛
氏名又は名称

㉜
(電話)

㉝
(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

⑩配偶者の合計所得

控除対象配偶者、または配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を記入してください。また、年の途中で退職した方が源泉控除対象配偶者を有している場合は、源泉控除対象配偶者の所得の見積額を記入してください。

※配偶者控除の適用がある場合についても、配偶者の合計所得金額の記入が必要となりますので、注意してください。

⑪所得金額調整控除額

所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の金額を記入してください。また、摘要欄への記入が必要な場合があります。
※表面の⑧摘要欄の記入事項7をお読みください。

⑫住宅借入金等特別控除の額の内訳

住宅借入金等特別控除の額の 内訳	住宅借入金 等特別控除 適用数	A	居住開始 年月日 (1回目)	C	住宅借入金 等特別控除 区分(1回目)	D	住宅借入金 等年末残高 (1回目)	E
	住宅借入金 等特別控除 可能額	B	居住開始 年月日 (2回目)		住宅借入金 等特別控除 区分(2回目)		住宅借入金 等年末残高 (2回目)	

A：住宅借入金等特別控除適用数

家屋の新築又は増改築等をして住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数を記入してください。なお、適用数が3以上のときは、摘要欄に住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び年末残高を記入してください。

B：住宅借入金等特別控除可能額を記入してください。

C：居住開始年月日を必ず記入してください。

D：住宅借入金等特別控除区分

適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記入してください。

住…一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含む)
認…認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合
増…特定増改築等住宅借入金特別控除の場合
また、該当住宅の取得や増改築が「特定取得」に該当する場合には、「(特)」を、「特別特定取得・特例取得・特別特例取得」に該当する場合には、「(特特)」を、「特例特別特例取得」に該当する場合には、「(特特特)」を付記してください。

例：特定増改築等住宅借入金特別控除の適用があり、特定取得に該当する場合は「増(特)」と記入します。

E：住宅借入金等年末残高を記入してください。

⑬扶養親族の情報

氏名、フリガナ及び個人番号を記入してください。令和7年1月1日現在、国外に居住している場合、控除対象扶養親族については手引を参照の上、区分欄に対応する区分の「01～04」の番号を記入してください。16歳未満の扶養親族は区分欄に「0」を記入してください。

⑭5人目以降の扶養親族等

5人目以降の控除対象扶養親族もしくは16歳未満の扶養親族の個人番号を記入してください。その場合、摘要欄への記載が必要です。
※表面の⑧摘要欄の記入事項1をお読みください。

⑮乙欄

主たる給与の支払いが他にある場合は○を記入してください。

⑯寡婦・ひとり親

年末調整において寡婦・ひとり親に該当することとなった場合、該当する欄に○を記入してください。

⑰受給者生年月日

受給者が未成年者であるかの判定や同姓同名の方の判別に使用しますので正確に記入してください。元号は漢字で記入してください。

⑱支払者の個人番号または法人番号

給与支払者の個人番号または法人番号を記入してください。

給与支払報告書の書き方(裏面の続き)

【重要】定額減税額の記載

今年に限り、定額減税額を給与から控除した場合は、摘要欄に記載が必要となります。正確な定額減税額の把握は、市で不足額給付等の計算をするために必要となりますので、必ずご記載いただきますようお願いいたします。

詳細な記載方法は国税庁の発行しているパンフレットや、国税庁ホームページからご覧いただける「給与等の源泉徴収事務に係る 令和6年分所得税の定額減税のしかた」【5. 源泉徴収票への表示】をご参照の上、ご記入をお願いします。

⑧ 摘要欄の記入事項

1. 5人目以降の扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名等の記入

対象扶養親族の氏名と続柄を記入してください。この場合、氏名の前に⑭に記入する括弧書きの数字を付記し、個人番号との対応関係が分かるようにしてください。

また、次に該当する場合には、それぞれ下記の内容を氏名の後に付記してください。

- ・ 国内居住で16歳未満の場合：「(年少)」と付記してください。
- ・ 国外居住の控除対象扶養親族の場合：手引を参照の上、対応する区分の「(01)～(04)」を付記してください。
- ・ 国外居住で16歳未満の場合：「(非居住者)」と付記してください。

2. 配偶者控除の対象ではない同一生計配偶者が、障害者または特別障害者に該当する場合

給与所得者本人の合計所得金額が、1,000万円を超える場合の同一生計配偶者は、配偶者控除を受けることが出来ませんが、障害者にかかる控除は受けられます。この場合の同一生計配偶者が、障害者、特別障害者に該当する場合は、配偶者の氏名の後に同一生計配偶者である旨を(同配)と付記してください。

この場合、「⑨(源泉・特別)控除対象配偶者」には記入をしないよう注意してください。

3. 給与天引以外の社会保険料控除額がある場合

給与天引き以外の国民健康保険、介護保険等を含めて年末調整した場合は、各保険料の控除額を摘要欄に記入のご協力をお願いします。

【3の記入例】

(摘要)

国民健康保険料	78,900
介護保険料	24,600

4. 中途就職者の前職分の記入

中途就職者の前職分収入を含めて年末調整した場合は、前職分の支払金額、社会保険料の金額、源泉徴収税額および事業所名を記入してください。

前職分との重複課税防止のため必ず記入してください。

5. 特別徴収できない場合

受給者への給与の支払いが一定でない等、市・県民税を特別徴収(給与天引)できない特別な事情がある場合のみ「普通徴収」と必ず記入してください。

記入がない場合には、特別徴収可能と判断することがあります。

【6の記入例】

(摘要)

住民登録地：岐阜市藪田南1-1

6. 給与所得者本人の住民登録が土岐市にない場合

令和7年1月1日現在の住民登録地を記入してください。

7. 所得金額調整控除の適用がある場合

所得金額調整控除の適用があり、次に該当する場合には、それぞれ下記の内容を付記してください

- ・ 同一生計配偶者が特別障害者の場合：配偶者の氏名の後に「(同配)」と付記してください。
- ・ 扶養親族が特別障害者又は23歳未満の場合：扶養親族の氏名の後に「(調整)」と付記してください。

ただし、「⑨(源泉・特別)控除対象配偶者」、「⑬控除対象扶養親族・16歳未満の扶養親族」に記入されている場合は、記入を省略できます。